

第2号議案

災害等復旧費用の相互扶助に係る災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額の設定 並びに2021年度災害等扶助拠出金の請求について (案)

災害等復旧費用の相互扶助の運用を実施するにあたり、2021年度から2025年度までの間、災害等扶助拠出金（以下、「拠出金」という。）の総額及び積立基準額について、業務規程附則（令和3年4月16日）第4条の規定に基づき、国から通知を受けた額を踏まえて以下の通り設定する。

また、2021年度の拠出金について、定款第56条の3の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1. 拠出金の総額

2021～2022年度： 9.9億円/年

2023～2025年度：62.1億円/年

2. 積立基準額

94.0億円

3. 拠出金

(1) 請求対象

2021年4月1日時点の一般送配電事業者たる会員10者

(2) 請求金額

災害等復旧費用の相互扶助運用要領2.(2)ア.の規定に基づき、国から通知を受けた総額9.9億円を各エリアの需要実績 kWh<使用端>をもとに各社に割り当てた額（下表参照、消費税不課税）

請求対象	請求金額（千円）
北海道電力ネットワーク株式会社	34,719
東北電力ネットワーク株式会社	90,854

東京電力パワーグリッド株式会社	319,539
中部電力パワーグリッド株式会社	150,280
北陸電力送配電株式会社	32,501
関西電力送配電株式会社	159,595
中国電力ネットワーク株式会社	67,364
四国電力送配電株式会社	29,900
九州電力送配電株式会社	96,081
沖縄電力株式会社	9,167

(3) 請求書

別紙2のとおり

(4) 請求日 (予定)

2021年4月21日(水)

(5) 発行及び発送方法

当機関にて請求書を発行し、一般送配電事業者たる会員10者へ郵送

(6) 支払い期限

2021年5月21日(金)

以 上

<添付資料>

別紙1：電力広域的運営推進機関における災害復旧のための交付金交付業務について

別紙2：2021年度災害等扶助拠出金の支払いについて

※別紙2については、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

<参照条文>

○定款 (抄)

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧

費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。

- 2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入に関する事項は、理事会の議決により定める。
- 3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。

○業務規程（抄）

附則（令和3年4月16日）

（災害等扶助拠出金の算定）

第4条 第176条の8第1項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。

経済産業省

20210401資電部第1号

令和3年4月2日

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力 殿

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

電力広域的運営推進機関における災害復旧のための交付金交付業務について

令和2年6月に成立した、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）第1条による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第2項の規定が令和3年4月1日に施行されたことにより、貴機関の業務として、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することができることとなります。

本業務に当たっては、過剰な積立を防止する観点から積立金の上限の目安とするための金額（以下「積立基準額」という。）及び交付金の原資とするため貴機関の会員から徴収する金額の総額（以下「事業年度毎の拠出金の総額」という。）を交付金の交付実績等に基づき貴機関において設定することになりますが、業務開始時においては交付金の交付実績が存在しないことから、令和3年度から令和7年度までにおける積立基準額及び事業年度毎の拠出金の総額については、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会における審議を踏まえた下記の数値を参照していただきたく、ご連絡させていただきます。なお、制度開始後に交付実績等を踏まえて、積立基準額及び事業年度毎の拠出金の総額を見直す必要が生じた場合は、この限りではないことを申し添えます。

記

1. 積立基準額

94.0億円

2. 事業年度毎の拠出金の総額

令和3～4年度：9.9億円／年

令和5～7年度：62.1億円／年

なお、上記の算出根拠については、別紙1及び別紙2のとおり。

(参考 HP)

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会
(第7回) (令和2年10月16日)

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/007/

以上

電気事業法第 28 条の 40 第 2 項に規定する業務開始時の金額計算手法

(1) 積立基準額

数年に一度発生するような特に大規模な災害が発生した年度においても、広域的運営推進機関が電気事業法第 28 条の 40 第 2 項に規定する交付金の交付業務に必要な積立額を確保し、交付金を交付することができるようにする観点から、平成 30 年度及び平成 31 年度において各一般送配電事業者が損失を受けた大規模災害のうち、その損失額が上位 5 件の大規模災害における①他電力等からの応援に係る費用及び②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用の合算額に自己負担分控除のため 0.9 を乗じた額（以下「相互扶助制度交付試算額」という。）を年度ごとに合算し、最大の金額を採用する。

(2) 事業年度毎の拠出金の総額

令和 5 年度から令和 7 年度までにおける事業年度毎の拠出金の総額は、以下の式により計算する。

$$A + B \times C \text{ (億円/年)}$$

A : 毎年発生する災害への対応分に相当する額として、平成 22 年度から平成 31 年度までにおける一般送配電事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号。以下「平成 26 年改正法」という。）の施行日において平成 26 年改正法附則第 2 条第 1 項の規定により一般送配電事業の許可を受けたものとみなされた平成 26 年法第 1 条の規定による改正前の電気事業法第 3 条第 1 項の許可を受けていた一般電気事業者の送配電部門を含む。以下同じ。）の災害復旧修繕費の実績総額のうち、相互扶助制度の交付対象と考えられる金額を 1 年あたりに換算したもの（億円/年）とする。その際、相互扶助制度の交付対象に相当する額を区分し難い場合には、災害復旧修繕費の実績総額に相互扶助制度の交付対象割合（(1) の積立基準額の算定で用いた 5 件の災害において、相互扶助制度交付試算額の合計額を平成 30 年度及び平成 31 年度における災害損失額の合計で除した値の小数点以下二位未満を四捨五入した値をいう。以下同じ。）を乗じた値とする。

B : (1) の積立基準額の値とする。

C : 直近 10 年間に於ける災害に起因する一般送配電事業者の特別損失の年度毎の合計額が 10 億円以上である年度の数を 10 で除した値とする。

令和3年度及び令和4年度においては、新託送料金制度の施行前であり、現行料金原価においては、将来の災害対応のために積み立てる費用については考慮されていないことも踏まえて、経過措置として以下の値を代入するものとする。

A：一般送配電事業者10社における、現行託送料金での災害復旧修繕費織込総額のうち、相互扶助制度の交付対象と考えられる金額（億円／年）とする。その際、相互扶助制度の交付対象に相当する額を区分しがたい場合には、(1)の積立基準額の算定で用いた5件の災害において、令和3年度及び令和4年度における災害復旧修繕費織込総額に、相互扶助制度の交付対象割合を乗じた値とする。

B及びC：0とする。

(注) 各金額について単位は億円とし、小数点二位未満を四捨五入することとする。

電気事業法第28条の40第2項の業務開始時の金額の計算

別紙1の計算手法に基づき、(1)積立基準額(2)事業年度毎の拠出金の総額を以下のように計算する。

(1) 積立基準額

平成30年度及び平成31年度において各一般送配電事業者が損失を受けた大規模災害のうち、その損失額が上位5件の大規模災害における相互扶助制度交付試算額を年度ごとに合算すると以下のようなになる。

年度	被災事業者・災害名	相互扶助制度 交付試算額*	電力会社の公 表額等	相互扶助制度 交付試算額の 年度毎の合計
2018	北海道電力・北海道 胆振東部地震	8.8億円	40億円	53.0億円
	関西電力・台風21 号	20.3億円	102億円	
	中部電力・台風24 号	23.9億円	40億円	
2019	東京電力パワーグリ ッド・台風15号	78.1億円	124億円	94.0億円
	東京電力パワーグリ ッド・台風19号・ 21号	15.9億円	42億円	
合計		147億円	348億円	

*相互扶助制度の対象となる費用から1割の自己負担分を除いたもの。

以上から、94.0億円を積立基準額として設定する。

(2) 事業年度毎の拠出金の総額

(イ) 令和5年度から令和7年度まで

平成22年度から平成31年度までにおける一般送配電事業者の災害復旧修繕費の実績総額を1年あたりに換算すると以下のようなになる。

$$(5.78 + 27.63 + 46.59 + 16.42 + 34.16 + 44.12 + 22.37 + 38.06 + 108.60 + 33.29) \div 10 \\ \approx 37.7 \text{ (億円/年)}$$

相互扶助制度の交付対象に相当する額を区分しがたいことから、(1)の積立基準額の算定で用いた5件の災害において、相互扶助制度交付試算額の合計額を平成30年度及び平成31年度における災害損失額の合計で除した値の小数点以下二位未満を四捨五入した値を求めると、0.4となることからこれを相互扶助制度の交付対象割合として設定する。

$$147 \text{ 億円} / 348 \text{ 億円} = 0.42\cdots \doteq 0.4$$

$$37.7 \text{ 億円} \times 0.4 \doteq 15.1 \text{ 億円} / \text{年} \cdots (A)$$

(1) より 94.0 億円 \cdots (B)

直近10年間(平成22年度～平成31年度)における災害に起因する大手電力会社(送配電部門)の特別損失の発生のうち、年度毎の合計で10億円以上の規模となっている年度は、平成22、23、28、30、31年度の5年度であることから、大規模災害の発生頻度としては、 $5/10=0.5$ とする。 \cdots (C)

$$\text{以上から、} A + B \times C = 15.1 \text{ 億円} / \text{年} + 94.0 \text{ 億円} \times 0.5 = 62.1 \text{ 億円} / \text{年}$$

(ロ) 令和3年度から令和4年度まで

一般送配電事業者10者における、令和3、4年度における託送料金での災害復旧修繕費織込総額は、24.85億円となっている。

相互扶助制度の交付対象に相当する額を区分しがたいことから、(1)の積立基準額の算定で用いた5件の災害において、相互扶助制度交付試算額の合計額を平成30年度及び平成31年度における災害損失額の合計で除した値の小数点以下二位未満を四捨五入した値を求めると、0.4となることからこれを相互扶助制度の交付対象割合として設定する。

$$24.85 \text{ 億円} \times 0.4 = 9.9 \text{ 億円} \cdots (A)$$

B及びCは0とすることから、

$$\text{以上から、} A + B \times C = 9.9 \text{ 億円} + 0 \times 0 = 9.9 \text{ 億円}$$